義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。 今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃 金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子ど もの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子 どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就 学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

今、学校現場では授業時数や指導内容も増加しています。また不登校やいじめ、ヤングケアラーといった課題や障がいのある子ども、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへの対応など、学校現場に求められるニーズも複雑多様化しています。あわせて教職員の超勤・多忙化も大きな問題となっています。それによって教職を希望する学生も減少し、なり手不足にもつながっています。これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、教職員の業務改善並びに計画的な教職員の定数改善も必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。 自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。 しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下 げられ、自治体財政を圧迫しています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。

そのことも踏まえて、以下のことを求めます。

記

1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務

教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、教育予算の拡充を図ること。

2 きめ細かい教育の実現に向けて、教職員の業務改善と学校現場に必要な教職員の 人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿